

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520666

研究課題名(和文)日本の英語教員養成システムについての総合的研究

研究課題名(英文)The integrated study of English teaching education systems in Japan

研究代表者

古家 貴雄(FURUYA, Takao)

山梨大学・教育学研究科(研究院)・教授

研究者番号：30238696

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円、(間接経費) 570,000円

研究成果の概要(和文)：戦前から戦後にかけての中等学校の英語教員養成の歴史を辿りながら、英語の教師の実践的力量的養成のシステムや状況について研究し、いくつかの成果を得た。まず、第一に、英語教授法や教育実習など授業力育成の要請システムは目的学校、特に高等師範学校しかないこと、第二に、高等師範学校の英語教授法は、附属中学校の教員が出向してその任に当たった事、特に東京の高等師範学校ではそうであった。第三に、教育実習については、かなり現代と同様な緻密な体制で行われており、教授力の主な部分は実習で要請された可能性が高いこと、特に東京の高等師範学校ではオーラルでの授業展開が要求されたことなどが明らかになった。

研究成果の概要(英文)： This study aims to clarify the conditions of teaching methodology and teaching practicum in English teachers' training course at higher normal schools before World War the Second. The reason why I study higher normal schools is that only these schools required students to take the class of English teaching methods and teaching practicum for getting a teacher's license in the scene of English language teacher education then.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：言語学・外国語教育

キーワード：高等師範学校 英語教授法 教育実習 プロフェッショナリズム

1. 研究開始当初の背景

本研究の研究開始当初の背景、もっと言うと、科研に応募したテーマとの関係での英語教育における現代への問題関心は、英語教員の資格要件、免許要件における英語科教育法の扱いについてであった。現在の英語科教育法は免許要件の中では履修要求単位数としては非常に少なく済み、英語教員養成のカリキュラム全体としてはどちらかというところ軽んじられているという問題がある。例えば、山岡・高島(1989)は、英語教育学を固有の学問領域としてとらえ、さらに大学の教員養成において中核的な役割を果たすべきものととらえるならば、現行の「英語科教育法」の単位数はあまりにも貧弱であるとしている。

現在の英語の免許要件(最低修得単位)は「教育職員免許法施行規則」によって規定されている。それによると、教科に関する科目においては、英語学、英米文学、英語コミュニケーション、異文化理解の領域から20単位以上(中学校、高校とも)の履修が求められている。一方、教職に関する科目(教育課程及び指導法に関する科目と教育実習)においては、各教科の指導法は中学校専修・1種が12単位、2種4単位、高校6単位、教育実習は中学校5単位、高校3単位が求められている。この内、教科教育法は英語についてはどこの大学でも2~6単位で履修するのが一般的で、未だ2単位以上取れば良いという状況が継続されているのが現状である。教育職員免許法が昭和24年に施行された時には、教科指導法の最低修得単位数は中学校1種、高校1・2種が3単位、中学校2種が2単位であった。それが1998年まで続いた。いずれにしても、今では教科教育法の修得単位数は以前に比べて大学の裁量によって増える可能性は高くなったが、しかし、今なお、英語教員の免許要件として教科教育法よりも英米文学、英語学等の教科自身に関する科目の履修がより重要視されていることは間違いない。以上の現代的英語

教育の問題折敷から、戦後、開放制が導入された日本の大学での英語教員の養成、特に免許取得における教科目の履修区分や履修要件について、具体的には英語科教育法や教育実習などの教科教育の科目と英米文学や英語学など専門科目の教科区分とこのこれら2つの領域の要求履修単位の違いのルーツがどこからきているのか、戦前の中等学校の英語教員養成機関の状況を見ていく中で明らかにしたいと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、次の3点である。まず、第1は、戦前の中等学校教員の養成機関において、教育機関として教師の供給ルートにはどのようなものがあり、またその免許要件はどのようなものであり、特に専門的能力の養成については、どのように考えられていたのかを明らかにすること。具体的には、4つの供給ルートを調べながら、履修科目の内容を中心に解明する。英語についても免許要件に必要な科目の状況を調査する(帝国大学と高等師範学校、さらに検定試験(文検)の内容比較)。そして、第2は、高等師範学校の英語の実践的力量形成に関する教育内容はどのようなものであったのか。特に、英語教授法と教育実習のカリキュラム上の位置づけや内容を明らかにする。そして、実質的に実践的力量がどこで生まれ、どのような能力が形成されたのか学生の体験記などを利用して推測する。最後、第3点目は、英語教員の目的養成を行った高等師範学校の教員(教授)の英語教育に関するプロフィールはどのようなものであり、彼らが日本の英語教育にどのような役割を果たしたのか、また、高等師範学校を卒業した学生たちが卒業後、日本の英語教育界にどのような影響をもたらしたのかを究明することである。つまり本研究では、高等師範学校という教育機関自体が日本の英語教育の発展にどのように貢献を

したのかを見る中で教師の実践的・力量形成の理論的背景や英語教育に関する考え方を明らかにすることが主眼となる。

3. 研究の方法

本研究は歴史研究であり、戦前の教員養成を対象としているので、基本的に中等学校の教員養成機関に関わる一次史料を収集することから研究を開始した。特にこれらの期間に出版された英語教授法の書籍、英語教育関係の雑誌や新聞、中等教員養成教育機関の学校要覧・一覧等を利用する必要があった。また、高等師範学校を中心に調べるため、東京、広島両高等師範学校のOB（同窓生）の声が掲載されている同窓会の追想録、恩師の追悼集なども集める必要があった。また一次史料を補足する形で二次史料も利用した。二次史料の中で中心となったのは、東京英語教育会（編）の『英語教育の研究と教授』（興文社）、『英語青年』（研究社）であった。さらに、日本の教育学の文献も二次史料として活用する。これらは、日本の教員養成史の文献、教員免許法の歴史についての研究書、あるいは戦前の中等学校の教員養成機関に関する研究書や論文である。また、本研究では、教育職におけるリベラリズムとプロフェッソナリズムの2つの流れが日本の教育環境の中でどのように衝突しながら成立していったのかを考察するため、戦後の教員養成システムに影響を与えたと思われるアメリカの教員養成史も文献として活用した。いずれにしても、中等教員養成機関、特に英語教員のそれに関わる実践的・力量形成の状況、具体的には、カリキュラムや実習の状況をできるだけ正しく把握するために、多様な史料使用をし、それらの組み合わせの中で実態の裏打ちを行った。

4. 研究成果

本研究で明らかになったことを主に戦前の中等学校の英語教員養成機関における英語教授法の扱いに焦点を置いて述べることにする。まず、戦前の中等学校の英語の教員養成機関では、「英語教授法」や実習について実際に教育されたり、重視される跡が見られたのは、ほぼ養成の目的学校である高等師範学校だけであった。その他には文部省の文検（文部省師範学校中学校高等女学校教員検

定試験）の口述試験において英語教授法の出題があるだけであった。よって、戦前の中等学校の英語教員の資格要件として英語教授法の履修が軽視されていたといってもよく、これら教授法軽視の傾向は、英語の教員の資格要件として、英語を教える内容に関する知識、英文読解力や文法的な知識が備わっていれば事足りるという考え方が根底にあるということを表している。

さらに、高等師範学校のカリキュラムの中では、教授法は教育学という範疇の中に入れられ、英語という専門の区分ではないという実情が存在したことが知られる。これは、現在の英語の免許法の区分、「英語科教育法」が「教職に関する科目」に入っていて、英語の専門に関する科目の入る「教科に関する科目」に含まれている形態と同じである。現在の免許法の基本的形態が明治の時代から存在していたことがわかった。また、教授法の授業は高等師範学校の4年次の第1、2学期に週2時間行われていることも明らかになった。

結論として、戦前から、戦後直後、現在にかけて、中等学校における英語の教員養成について、免許取得の科目履修の要件について、英語の専門科目が重視され、どちらかという教授法が軽視されてきたといえるが、その傾向は戦前からすでに存在していたことといえる。こうした教授法軽視の理由として、戦前は、中学校はいわばエリート教育であったわけであり、優秀な学生が中学校で修学していたので、教授法はあまり重視されなかった可能性がある。むしろ教師には教える内容に関する知識の修得の方がより重視されたといえる。戦後は、中学校はほぼ義務教育になり、そして、いろいろなレベルの生徒が入学してくる状況になったため、戦後の中学校・高校の英語教育においては、より教授法の指導の重要性が叫ばれてしかるべきであるが、戦前に引き続いて長い間教育職員免許法では、英語科教育法の必修履修単位3単位、さらに2

単位の時代が長く続いた。よって、戦前よりもむしろ教授法的側面はむしろ軽視されているということもできる。英語教授法軽視の問題は未だ解決されていないのだと思われる。教員養成論に関しては、これまで、プロフェッショナルリズム優先とリベラル・アーツ優先の考え方で対立してきたとの論争が教育的に存在する。教員養成機関の中で教授法が重視される立場は前者であり、軽視される立場は後者となる。日本の教員養成においては免許要件に関して未だ後者优先の傾向がある。授業における教師の意思決定能力が重視されたり、また、教師の教育活動におけるリフレクションが重要視される現在、前者の立場の重要性をさらに反映した教員養成カリキュラムの登場が必要となる。本稿は教員養成におけるリベラル・アーツ優先の傾向が戦前から戦後まで継続してきたことをある程度実証できたと思っている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

古家貴雄 「戦前の中等学校の英語教員養成における教授法と教育実習の扱いについて 東京高等師範学校を例として」『中部地区英語教育学会紀要』第42号、pp.55-60, 2013. 査読あり

古家貴雄 「戦前の東京高等師範学校における教科教育法(英語教授法)の教授状況について 教授法の担当者と授業内容を中心として」『教育実践学研究 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究紀要』No.18、pp.85-92, 2013. 査読なし

古家貴雄 「戦前の中等教員養成機関における英語教員の供給ルートと教授法の扱いについて」『山梨大学教育人間科学部紀要』13、pp.174-181, 2011. 査読なし

〔学会発表〕(計2件)

古家貴雄 「戦前の中等学校の英語教員養成における教授法と教育実習の扱いについて 東京高等師範学校を例として」(第42回中部地区英語教育学会岐阜大会の自由研究発表)
(平成24年7月1日、じゅうろくプラザに

て)

古家貴雄 「昭和期戦前までの高等師範学校における教育実習(実地授業)のシステムと状況」第43回中部地区英語教育学会富山大会の自由研究発表(平成25年6月30日、富山大学にて)

〔図書〕(計1件)

石田雅近, 小泉仁, 古家貴雄 『新しい英語科授業の実践 グローバル時代の人材育成をめざして』金星堂. 320(192~272)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

山梨大学研究者総覧

http://erdb.yamanashi.ac.jp/rdb/A_Dispendetail.Scholar

6. 研究組織

(1) 研究代表者

古家貴雄 (FURUYA, takao)

山梨大学・教育学研究科・教授

研究者番号: 30238696

(2) 研究分担者

該当なし

(3) 連携研究者

該当なし